

## 愛媛県教育委員会11月臨時会会議録

### 1 開会の日時及び場所

平成21年11月3日（火）午前9時30分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

### 2 委員定数

6人

### 3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 松岡義勝 委員 伊藤剛吉

委員 井上弘子 委員 西田真己

### 4 欠席委員

教育長 藤岡 澄

### 5 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 保木俊司

指導部長 丹下敬治

文化スポーツ部長 荒本 司

教育総務課長 高岡 亮

高校教育課長 竹本公三

### 6 会議の概要

#### (1) 開 会

委員長 午前9時30分開会を宣する。

委員長 教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第3項の規定により、議案審議からは除斥されるので欠席である旨説明する。

委員長 議案第60号教育長の懲戒処分については、人事案件であることから、審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 非公開とする旨宣する。

#### (2) 議 事

##### 議案審議

委員長 議案第60号を上程する。

○議案第60号 教育長の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 平成15年度以降の予算執行について、県が実施した不適正経理に関する調査の結果、県立上浮穴高等学校及び県立宇和島東高等学校において不適正経理（いわゆる「差し替え」）が発覚したことから、県立高等学校を監督すべき県教委事務局の最高責任者である教育長を懲戒処分する原案を説明するとともに、関係職員を処分することとしている旨説明する。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 不適正経理（いわゆる「差し替え」）の実態について質問する。

指導部長 県立宇和島東高等学校の事案は、平成20年4月に備品を購入した際、備品購入費に余裕がないことから、消耗品（需用費）を購入したように証拠書類を差し替えていた旨、及び今回の不適正経理は、いずれも学校が手続をとれば、正規の予算科目で適正に執行することが可能な事案であった旨説明する。

副教育長 差し替えが問題なのは、適正な手続で事務処理をしていないことや、業者に改ざんした書類を提出させたこと等である旨説明する。

伊藤委員 正規の予算科目で予算措置を行うことは、手続が煩雑であるのか質問する。

教育総務課長 学校では、予算の科目変更を行うことはできず、予算科目の変更は、学校に令達した予算を一度本庁に吸い上げ、必要な予算科目に変更（流用等）を行った上で、再度、令達することとなっている旨説明する。

松岡委員 不適正経理を行った学校関係者の処分について質問する。

教育総務課長 知事部局の事例も勘案し、検討した結果、訓告等の処分としたい旨説明する。

松岡委員 処分は、直接的な行為者である学校関係者より、学校を監督すべき県教委の最高責任者である教育長の処分が重くなっているが、過去にこういった処分の事例はあるのか質問する。

指導部長及び教育総務課長 県教委事務局の監督責任を問い、教育長を処分した事例及び教育長を処分した事案に係る職員の処分について説明する。

副教育長 個々の事案ごとにその関与の程度からそれぞれの責任を明らかにすることが本来の処分のあり方であるが、県が実施した不適正経理に関する調査の今回の結果では、知事部局等においても相当な金額の不適正経理が発覚し、知事部局では、長年にわたり不適正経理が組織的に繰り返えされていたことを認めざるを得ず、その重大さにかんがみ、組織としての責任を問い、組織全体の責任者である特別職を重い処分とし、直接的な行為者は特別職より軽い処分を行うと聞いており、今回の事案は知事部局と同様の事案であることから、県全体の均衡も考慮し、県教委事務局の最高責任者である教育長は重い処分とし、直接的な行為者は教育長より軽い処分としたい旨説明する。

委員長 今回の事案に関し、教育長はまったく知る立場になく、また、関与もしていないこと、及び教育委員会における不適正経理の件数や金額を考えれば、処分が重いのではないかと考える旨意見を述べる。

副教育長 教育長は、教育委員会においても不適正経理が発覚し、件数や金額は少ないものの組織全体の監督責任を負わざるを得ず、さらに組織としての責任を明らかにするためにも知事部局等と同等の処分をやむを得ないと考えており、検討した結果、原案とした旨説明する。

伊藤委員 職員の処分について、処分された職員が再び処分されることになれば、その処分は重くなるのか質問する。

副教育長 職員の処分は、事案ごとに処分を決定している旨、及び処分された職員が同様のことを繰り返し、再び処分されることとなれば、その処分は重くなることのある旨説明する。

伊藤委員 今回の事案は、私的流用もなく、事務手続上の問題であれば、民間企業では問題とされることはあまりないと思われ、教育長を処分する必要があるのかという気持ちもあるが、今回の不適正経理に係る知事部局の状況を勘案すると、やむを得ないと考える旨意見を述べる。

委員長 今回の事案に関し、教育長を処分することは個人的には厳しい処分と考えるが、外部の者に改ざんした書類を提出させ、公金が適正に執行されていないことにかんがみ、県教委事務局の組織全体の監督責任や県全体のバランス等を勘案すると、やむを得ないと考える旨意見を述べる。

松岡委員 今回の教育長の処分は、教育委員会における不適正経理の件数や金額からすると、感覚的には厳しい処分と思うが、県全体で組織としての責任を明らかにする点において、やむを得ないと考える旨意見を述べる。

井上委員 教育長は、日頃から誠実に教育行政に取り組んでおり、今回の事案に関する一連の流れの中で、このような処分を行うことは非常に残念であるが、やむを得ないと考える旨、及び今回の事案は法令に従った事務手続を行っていれば、何ら問題のない事案であって、職員は教育長が処分されることとなった理由を十分肝に銘じ、今後、二度とこういった事態を起こさないよう職務に励んでもらいたい旨意見を述べる。

西田委員 他の委員と同様の考えである旨意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

委員長 諸般の状況を勘案するとやむを得ない旨述べる。

全委員 同意見である旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(3) 閉 会

委員長 午前9時50分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。